

交通機関の不通、あるいは気象警報が発令された場合の措置について

気象状況等（台風や雪など）の影響または事故・故障・ストライキ等により交通機関の運行が停止された場合、あるいは気象警報が発令された場合の当日の授業・試験の実施については、次の措置をとる。

1. 交通機関の不通の場合の休講措置

駒込キャンパス

	JR 山手線の状況	授業・試験の取り扱い
ア.	午前7時の時点で、運行されていない場合	短大部1～2時限目・専門学校 1～4時限目 休講
イ.	午前11時の時点で、運行されていない場合	短大部3～5時限目・専門学校 5～8時限目 休講
ウ.	午後4時の時点で、運行されていない場合	6～7時限目（学部二部）休講

短期大学部においては1～4時限目、専門学校においては1～8時限目（6時限までの場合を含む）続きで開講される実験・実習についてア．に該当する場合であっても終日休講とする。

坂戸キャンパス

	東武東上線の状況	授業・試験の取り扱い
ア.	午前7時の時点で、運行されていない場合	1～2時限目 休講
イ.	午前11時の時点で、運行されていない場合	3～5時限目 休講

1～5時限目続きで開講される集中実験・実習においては、ア．に該当する場合であっても終日休講とする。

2. 気象警報発令に伴う休講措置

気象庁より駒込キャンパスは東京地方に、坂戸キャンパスは埼玉県（秩父地方を除く）に気象警報（大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報のいずれかとする。以下「気象警報」と略す。）が発令された場合、次の措置をとる。

駒込キャンパス

ア.	午前7時の時点で、東京地方に気象警報のいずれかが発令されている場合	短大部1～2時限目・専門学校 1～4時限目 休講
イ.	午前11時の時点で、東京地方に気象警報のいずれかが発令されている場合	短大部3～5時限目・専門学校 5～8時限目 休講
ウ.	午後4時の時点で、東京地方に気象警報のいずれかが発令されている場合	6～7時限目（学部二部）休講

短期大学部においては1～4限目、専門学校においては1～8時限目（6時限までの場合を含む）続きで開講される実験・実習についてア．に該当する場合であっても終日休講とする。

坂戸キャンパス

ア.	午前7時の時点で、埼玉県（秩父地方を除く）に気象警報のいずれかが発令されている場合	1～2時限目 休講
イ.	午前11時の時点で、埼玉県（秩父地方を除く）に気象警報のいずれかが発令されている場合	3時～5時限目 休講

1～5限目続きで開講される集中実験・実習においては、ア．に該当する場合であっても終日休講とする。

3. 共通事項

- (1) 判断基準とする路線を駒込キャンパスは「JR山手線」、坂戸キャンパスは「東武東上線」とするが、居住地から大学及び学校までの利用路線の運行状況により授業に出席できない場合は、必ず教務課へ連絡をすると共に、次回登校した時に指示を受けること。
- (2) 午前7時の時点で、「JR山手線」或いは「東武東上線」が運行されていても、その後に予測される気象状況等により、授業の取り扱いをキャンパスごとに変更する場合がある。その場合は、eiyo アドレス宛てメール或いはHP を使って連絡するので、注意すること。
- (3) 特別な気象警報、地震予知情報または警戒宣言等が発出された場合には、eiyo アドレス宛てメール或いはHP を使って連絡するので、注意すること。
- (4) 授業時間中に、気象状況等により交通機関に支障が出ることが予測される場合は、授業を途中で打ち切る場合がある。その場合は、大学及び学校の指示に従うこと。
- (5) 気象警報の発令状況は、気象庁のホームページ「気象警報・注意報」を参照のこと。なお気象警報と注意報は異なる。注意報は休講措置の対象にはならないので注意すること。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。なお、この施行に伴って、従来の規程名称「交通機関に支障があった場合の措置について」を「交通機関の不通、あるいは気象警報が発令された場合の措置について」へ変更する。